

スタートアップ立地促進補助 Q & A

Q. 補助対象とするスタートアップの定義は何ですか？

A. 本補助の対象となるスタートアップとは、革新的なアイデアとテクノロジーを駆使し、社会にイノベーションを生み出し、外部からの資金調達等を通じて短期間での急成長をめざす法人を指します。

Q. 審査の基準はありますか？

A. 下記の観点から、審査を行います。

①新規性・独創性・優位性	・製品・サービス等の新規性・独創性、利用者への利便性等 ・類似する製品・サービスとの相違点、競争優位性
②市場性（収益性）・マーケティング戦略	・開発する商品・サービス等の市場規模及びその根拠、顧客ターゲット ・PR方法、マーケティング手法、販売予定価格
③地域経済活性化への波及効果	・事業実現による地域への経済波及効果やイメージの向上 ・新たな需要や雇用の創出効果
④実現可能性	・動機・目的の明確性 ・事業内容・収支計画等の妥当性 ・事業実施に必要な資金・人材の確保、代表者の経験・能力
⑤発展可能性・成長性	・起業後の事業の成長性、製品・サービス等の発展可能性 ・全国展開、海外展開の可能性

Q. これから創業する予定ですが、申請できますか？

A. 申請は可能ですが、サービスやプロダクトの MVP は必要です。

Q. 申請はいつまでにすればよいですか？

A. 事業所を開設する前（物件の契約前）に、エントリーを行ってください。エントリーは随時受け付けていますので、エントリーフォームより必要事項を記入してください。

Q. 高度 IT 人材とはどんな人ですか？

A. 市内在住かつ新たに開設する事業所に勤務する方で、いわゆる CEO や CTO に相当する方を指します。また、具体的な資格等の要件として下記を具備する方を想定しています。

（ア）（独法）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち高度試験の合格者

（イ）民間企業における（ア）と同等の資格を有する者

（ウ）（ア）と同等以上の技術、開発実績等を有する者 です。

高度 IT 人材については、県の審査会にて別途外部有識者による審査を行います。